

# 佐賀市立諸富中学校「いじめ防止基本方針」

## 1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を認識したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

本校では、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本方針」に基づき、本校の全生徒が豊かで楽しい学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために、「佐賀市立諸富中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

## 2 いじめに対する基本的な考え方

「いじめ」とは、「本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

本校では、些細な兆候も見逃さず、いじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を認識したときまたは生徒が訴えてきたときは、「いじめられた生徒を守る」という立場に立ち、適切かつ迅速に対応する。

- 学校・学級内に、絶対がいじめを許さない雰囲気を作る。
- 生徒と生徒、生徒と教職員間などにおける親和的人間関係を築く。
- 生徒、教職員の人権感覚を高め、いじめを未然に防止する対策を取る。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、早期に解決する。
- いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深める。

## 3 いじめの未然防止

### (1) 基本的な考え方

いじめは「どこでも、誰にでも起こりうる」という視点を持ち、絶対に許されるものではないという基本的な考えのもと、仲間作りと人権意識の高揚の観点から、一人一人が認められお互いを大切にし合い、学級・学校の一員として自覚できるような学級・学校づくりを行う。また、ルールを守るといった規範意識の醸成に努める。

### (2) いじめの未然防止のための取り組み

- ア 生徒たちがいじめ問題を自分のこととして捉え、自ら活動できる集団作りに努める。
  - ・「わかる授業」を行い、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに、自分の考えや意見を適切に表現できる力を育てる。
  - ・学校行事や生徒会活動を通して生徒同士の「絆」づくりを推進し、生徒自ら「いじめゼロ」に向けて活動をするように支援する。
  - ・総合的な学習や「市民性を育む取組」等の体験学習を通して、キャリア教育や地域・小学校等との交流を推進し、「夢」と「郷土愛」をもった心豊かな生徒の育成を図る。
- イ 道徳教育・人権教育・特別活動等を通して、規範意識や「命の大切さ」への認識を高める。
  - ・道徳や学級活動の授業を通して、思いやりの心や命の大切さを認識させ、「一人一人がかげがえのない存在である」という実感を持たせる。
  - ・人権集会での教師の講話や全校朝会での校長の話等を通して、人権について考えさせる。
- ウ 校内の教育相談体制の充実を図り、学校生活での悩みの早期解消を図る。
  - ・日常の教育相談活動を充実させるとともに、日頃から生徒が相談しやすい雰囲気づくりに努める。

- ・スクールカウンセラー等の活用を促進する。
- ・いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- エ 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように、細心の注意を払う。
- オ 常に危機感を持ち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善・充実を図る。
- カ 教職員研修の充実を図る。
  - ・定期的に、各方面の取組や報告を資料に研修を実施する。
  - ・いじめ等の報道記事について、職員朝会等で全職員に周知する。
- キ 行政等の関係機関と定期的な情報交換を行い、恒常的な連携を深める。

## 4 いじめの早期発見

### (1) 基本的な考え方

いじめは大人の目の届きにくいところで巧妙に行われることが多い。教師は子どもが発する救いを求めるサインを見逃さずに捉え、迅速にして的確な指導をすることが大切である。

### (2) いじめの早期発見のための取り組み

- ア 生徒の声に耳を傾ける。
  - ・毎月、「自分と話そう」アンケートを実施する。
  - ・教育相談週間や三者面談等で、生徒一人ひとりと面談し悩みなどの相談に乗る。
  - ・担任は学活ノート等を通して、生徒一人ひとりの毎日の情報交換やふれあいをする。
  - ・全職員で相談しやすい雰囲気を作り、あらゆる場でアンテナを張り、声を拾う努力をする。
- イ 生徒の行動に注意を払う。
  - ・週1回の生活指導部会や教育相談部会等で情報の共有を図る。
  - ・養護教諭やスクールカウンセラー、学習支援員、生活指導員等との連携を図り、日頃からの情報提供を大切にする。
- ウ 保護者と情報を共有する。
  - ・学校・学年・学級通信や教育相談だより、電話連絡・家庭訪問等で、各家庭と情報交換をし、共有化を図る。
- エ 行政等の関係機関との情報共有等、関係機関と日常的に連携する。

## 5 いじめ事案への対応

### (1) 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携に努める。

### (2) いじめ事案への具体的対応

- ア いじめに係る相談を受けた場合は、早急に事実の有無を確認する。
- イ いじめの事実が確認された場合は、速やかにいじめを止めさせる。またその再発を防止するため、被害生徒・保護者に対する支援や加害生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ウ 校内対策委員会を開き、いじめ事案に関する調査・実態等を把握するとともに、解決に向けての措置を行う。
- エ 被害生徒が安心して教育を受けるのに必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- オ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- カ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

## 6 ネット上のいじめへの対応

発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他インターネットを通じて送信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止、及び速やかな対処ができるようにする。

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認しその箇所を印刷保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等、必要な措置を講ずる。
- (2) 必要な啓発活動として、道徳の授業や普段の学校生活において、生徒のメディアリテラシーを養う。

## 7 重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対応を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、佐賀市教育委員会へ速やかに報告する。
- ② 教育委員会が重大事態の調査の主体を判断する。

ア 学校を調査主体とした場合

- ① 校長は、直ちに佐賀市教育委員会に報告する。
- ② 学校は、教育委員会の指導・支援のもと、学校に重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とする）を設置する。
- ③ 学校は、いじめ対策委員会で事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 学校は、被害生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- ⑤ 校長は、調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑥ 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

イ 教育委員会が主体となる場合

- ① 学校は、教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査に協力する。

## 8 職員研修

いじめの未然防止、早期発見・早期対応、インターネットを通して行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

- ア 学校いじめ防止基本方針の周知徹底
- イ 「わかる授業」を進めるための校内研修の実施
- ウ 生徒理解のための生徒指導・教育相談に係る研修
- エ 情報モラル研修

## 9 学校評価における留意事項

いじめを未然に防ぎ、またいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・いじめの未然防止に対する取組に関すること
- ・いじめの早期発見に対する取組に関すること

☆令和6年度年間計画 (いじめ防止・早期発見のための取り組み)

月	教職員の取り組み	行事・生徒の活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ基本方針についての検討</li> <li>・「自分と話そう」アンケート①(毎月実施)</li> <li>・いじめ対策及び気になる生徒についての共通理解(生徒指導協議会)</li> <li>・教育相談部会、生活指導部会(毎週実施)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級開き(学級活動)</li> <li>・学級目標づくり(学級活動)</li> <li>・いじめゼロ宣言(生徒会)</li> <li>・PTA総会</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自分と話そう」アンケート②</li> <li>・生徒についての情報交換(生指協・生指・教相)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめゼロ宣言(生徒会)</li> <li>・行事を通じた人間関係づくり(体育大会)</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権朝会 ・「自分と話そう」アンケート③</li> <li>・教育相談アンケート ・教育相談(前期)</li> <li>・社会科授業研究会、人権教育道徳授業</li> <li>・hyperQU検査</li> <li>・ふれあい道徳(全学年):フリー参観デー</li> <li>・生徒についての情報交換(生指協・生指・教相)</li> <li>※いじめについてのアンケート(生徒・保護者)</li> <li>※第1回いじめ防止拡大委員会(定例)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期生徒総会(生徒会)</li> <li>・いじめゼロ宣言(生徒会)</li> <li>・フリー参観デー</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権朝会 ・「自分と話そう」アンケート④</li> <li>・人権作文への取り組み(全学年)</li> <li>・生徒についての情報交換(生指協・生指・教相)</li> <li>・アンケート結果について(いじめ防止対策委員会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三者面談</li> <li>・いじめゼロ宣言(生徒会)</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏季休業中の教育相談的対応</li> <li>・校内人権・同和教育研修会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平和集会(生徒会)</li> <li>・いじめゼロ宣言(生徒会)</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自分と話そう」アンケート⑤</li> <li>・生徒についての情報交換(生指協・生指・教相)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめゼロ宣言(生徒会)</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権朝会 ・「自分と話そう」アンケート⑥</li> <li>・生徒についての情報交換(生指協・生指・教相)</li> <li>・QU検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行事を通じた人間関係づくり(修学旅行)</li> <li>・いじめゼロ宣言(生徒会)</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権朝会 ・「自分と話そう」アンケート⑦</li> <li>・教育相談アンケート ・教育相談(後期)</li> <li>・生徒についての情報交換(生指協・生指・教相)</li> <li>※いじめについてのアンケート(生徒・保護者)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめゼロ宣言(生徒会)</li> <li>・行事を通じた人間関係づくり(文化発表会・合唱コンクール)</li> <li>・生徒会役員選挙</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権朝会 ・「自分と話そう」アンケート⑧</li> <li>・生徒についての情報交換(生指協・生指・教相)</li> <li>・アンケート結果について(いじめ防止対策委員会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三者面談</li> <li>・いじめゼロ宣言(生徒会)</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権朝会 ・「自分と話そう」アンケート⑨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめゼロ宣言(生徒会)</li> <li>・前期生徒総会</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権朝会 ・「自分と話そう」アンケート⑩</li> <li>・生徒についての情報交換(生指協・生指・教相)</li> <li>※第2回いじめ防止拡大委員会(定例)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめゼロ宣言(生徒会)</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自分と話そう」アンケート⑪</li> <li>・生徒についての情報交換(生指協・生指・教相)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめゼロ宣言(生徒会)</li> <li>・学年末PTA</li> </ul>